

令和 7 年 9 月 22 日

件名 旧「箱根芦之湯フラワーセンター」運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領【回答書】

担当課 箱根町企画観光部観光課

No.	質問箇所	質問事項	回答事項
1	実施要項 6 貸付条件 (2)	「不備箇所等も含め、全て現状有姿のまま貸し付ける」と記載がございます。一方、2025 年 12 月 1 日の賃貸借契約締結から供用開始までに 4 カ月ほどの期間が設定されておりまして箱根町様の方で何らかの修繕を計画しているものはございますか。	既存施設において浄化槽が未設置であるため、使用用途に即した浄化槽の設置を予定しています。
2	実施要項 6 貸付条件 (5)	「マスターリース契約等による運営はできない」が「グループの中でパートナーシップ契約を締結するなどして運営」することは認められていると記載がございます。この規制の背景には、箱根町と契約を締結する事業者が第三者に転貸することは不可だが、グループ内で責任を持って運営する限りにおいては契約主体と運営主体が一致していなくてもよいと理解して問題ないでしょうか。	お見込みのとおり。